

議案第 4 4 号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和 2 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 3 4 条の 7 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項及び租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 3 の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるものに対するもの
- ア 市内に主たる事務所を有する法人
 - イ アに掲げるもののほか、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定したもの

第 5 4 条第 6 項中「同項第 2 号」を「同項第 1 号」に改める。

附則第 7 条の 3 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年」の次に「（次条において「居住年」という。）」を加え、同条第 3 項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったこ

とについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

附則第8条第2項中「附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加える。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条の2第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第20条第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第20条の2第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、

「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第20条の4第2項第2号及び第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の7第1項の改正規定、附則第7条の3第3項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日

(2) 附則第20条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

(3) 第54条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日

(経過措置)

2 改正後の第34条の7第1項第3号の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支出する同号に掲げる寄附金について適用する。

3 改正後の附則第7条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。